

完全週休2日制促進工事における発注者指定型の導入について

令和6年4月からの改正労働基準法による時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることを踏まえ、週休2日を前提とした工事発注(発注者指定型)を令和4年11月から段階的に適用する。

- 適用時期 : 令和4年11月以降起工決議する工事から適用
- 対象工事 : 現場作業を行う期間が1ヶ月以上と想定される工事(緊急対応のための工事など現場閉所がなじまないものは除く)のうち、3千万円以上の土木一式工事。
(また、それ以外にあっても、発注者が必要と認める工事については、発注者指定型の適用ができるものとする。)
- 経費補正 : 発注者指定型で発注する場合は、当初積算から4週8休相当の経費補正を見込むものとする。なお、取り組みを行った結果、4週8休未滿となった場合は、設計変更において減額変更を行う。
- その他 : 4週8休を達成できない場合においても、工事成績評価における減点などの措置は行わない。(ペナルティは設けない)

(発注方式の比較)

発注方式	(新設) 発注者指定型	受注者希望型
対象工事	現場作業を行う期間が1ヶ月以上と想定される工事(緊急対応のための工事など現場閉所がなじまないものは除く)のうち3千万円以上の土木一式工事	現場作業を行う期間が1ヶ月以上と想定される工事(緊急対応のための工事など現場閉所がなじまないものは除く)のうち発注者指定型以外の工事
総合評価	県企業局発注工事における過去の実績を評価(1点)	県企業局発注工事における過去の実績を評価(1点)
工事成績評価	創意工夫・工程管理や地域への貢献等で評価	創意工夫・工程管理や地域への貢献等で評価
積算 (経費補正)	当初積算から4週8休相当の経費補正を適用。なお、実績に応じて4週8休未滿となった場合は、設計変更において減額変更	実績に応じて、設計変更にて経費補正(当初積算計上無し)